教育公報

三重県教育委員会

目 次

公 告 平成16年度三重県立高等学校の学科の募集停止 高校教育チーム 1 頁 平成16年度三重県立桑名高等学校衛生看護分校衛生看護専攻科入学者選抜 実施要項 高校教育チーム 1 頁 平成16年度三重県立水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科入学者選抜実 施要項 高校教育チーム 2 頁 お知らせ 利用料金の承認の一部を改正する告示 スポーツ振興チーム 2 頁 一般競争入札 社会教育推進チーム 6 頁

________________告

平成16年度三重県立高等学校の入学者募集について、次の2校2学科の募集を停止しました。 平成15年7月18日

三重県教育委員会

(全日制課程)

桑名高等学校 家政科

(定時制課程)

松阪工業高等学校 機械科

平成16年度三重県立桑名高等学校衛生看護分校衛生看護専攻科入学者選抜実施要項を次のとおり定めました。 平成15年7月18日

三重県教育委員会

1 募集

(1) 応募資格

[推薦入学]

次の各項の条件を満たし、出身学校長の推薦を受けた者とする。

- ア 平成16年3月三重県内の高等学校衛生看護科を卒業見込みの者、又は高等学校を卒業した者で三重県内 の准看護師学校を平成16年3月卒業見込みの者
- イ 健康で学業成績、人物とも優秀である者
- ウ 合格した場合は必ず入学する者

[一般入学]

次のア、イのいずれかに該当する者で、准看護師の免許を有する者、又は平成16年3月までに同免許を取得する見込みの者とする。

- ア 高等学校卒業者又は平成16年3月高等学校卒業見込みの者
- イ 学校教育法施行規則 (昭和22年5月文部省令第11号) 第69条各号の一に該当する者
- (2) 入学定員

第1学年 40名 (内50%を推薦入学定員とする。)

- (3) 募集方法
 - 入学願書等の受付期間及び受付時間

[推薦入学]

平成15年10月30日 (木) から11月6日 (木) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) とし、受付時間は9時から16時まで (締切日は9時から12時まで) とする。

[一般入学]

平成16年1月5日(月)から1月9日(金)までとし、受付時間は9時から16時まで(締切日は9時から12時まで)とする。

2 選 抜

(1) 検査日程

[推薦入学] 平成15年11月12日 (水) 9時30分から [一般入学] 平成16年1月19日 (月) 9時30分から

(2) 検査会場

三重県立桑名高等学校衛生看護分校

3 その他

詳細は、「平成16年度三重県立桑名高等学校衛生看護分校衛生看護専攻科入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

平成16年度三重県立水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科入学者選抜実施要項を次のとおり定めました。 平成15年7月18日

三重県教育委員会

1 募集

(1) 応募資格

高等学校において、水産に関する学科の漁業科及び機関科もしくはこれらに準ずる学科を卒業した者、又は平成16年3月卒業見込みの者で、次に掲げる科目等から漁業専攻科志願者は合計20単位以上、機関専攻科志願者は合計22単位以上の海技に関する単位を修得し、かつ、乙区域若しくは甲区域で従事する総トン数20トン以上の漁船又は、それと同等の資格を有する船舶の乗船履歴3か月以上を有する者とする。ただし、機関専攻科への入学志願者は、乗船履歴の一部又は全部を工場実習履歴で代えることができる。

専攻科名			科	1 名	i		備考
漁業専攻科	漁業	航海	漁船	情報	水産	総合	海技単位として 認められる科目
从来分块竹	州朱	計器	運用	処理	一般	実習	も含む
	船用	機械	電気	水産	水産	総合	
機関専攻科		設計					上に同じ
	機関	工作	工学	工学	一般	実習	

(2) 入学定員

漁業専攻科 第 1 学年 10名 機関専攻科 第 1 学年 10名

(3) 募集方法

入学願書等の受付期間及び受付時間

平成16年2月19日 (木) から2月25日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。) とし、受付時間は、9 時から16時まで (締切日は9時から12時まで) とする。

2 選 抜

- (1) 面接検査期日 平成16年3月11日 (木) 9時から (受付は8時30分から)
- (2) 面接検査会場 三重県立水産高等学校

3 その他

詳細は、「平成16年度三重県立水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

お 知 ら せ

平成15年7月15日付け三重県公報第1488号により「利用料金の承認の一部改正」の告示、平成15年7月18日付

け三重県公報第1489号により「一般競争入札を行う旨」の公告が次のようにされました。

三重県告示第407号

三重県営総合競技場条例 (昭和43年三重県条例第37号) 第11条第2項及び三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例 (平成4年三重県条例第32号) 第11条第2項の規定に基づき、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の改正について平成15年7月14日に承認しましたので、利用料金の承認 (平成14年三重県告示第234号) の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から適用します。

平成15年7月15日

三重県知事 野 呂 昭 彦

2の(1)のアの(ア)全部使用の場合の表を次のように改める。

	X	分	金額(円)				
		入場料を徴収しないで使用する場合	2,100 (2,700)				
	アマチュアスポーツに使用する場合		6,200				
		入場料を徴収して使用する場合	(7,800)				
体育館	営利を目的として使用する場合		52,000				
FT F3 WA	E49 C C C (1) 7 0 - 20 C	1	(65,000				
		入場料を徴収しないで使用する場合	10,400				
	その他の催物に使用する場合		(13,000)				
		入場料を徴収して使用する場合	(39,000				
			1,000				
		入場料を徴収しないで使用する場合	(1,400)				
	アマチュアスポーツに使用する場合) 担似を強切してはロナスほん	3,100				
		入場料を徴収して使用する場合	(4,000)				
体育館別館	営利を目的として使用する場合		26,000				
	当利を目的として使用する場合		(32,600)				
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しないで使用する場合	5,200				
		7(-201-1 C IX-1X O G V · C IX/13 / D -20 II	(6,600)				
		入場料を徴収して使用する場合	15,600				
			(19,500)				
		入場料を徴収しないで使用する場合	(2,500)				
	アマチュアスポーツに使用する場合		5,900				
		入場料を徴収して使用する場合	(7,400)				
n+ 1 ** ++ +=							
陸上競技場	営利を目的として使用する場合						
		入場料を徴収しないで使用する場合	9,800				
	その他の催物に使用する場合	八場行を取収しないで使用する場合	(12,400)				
1	この他の性物に反用する場合	入場料を徴収して使用する場合	29,500				
		7(-301" C IX-1X O C IX/13 / 0-30 II	(36,800)				
		入場料を徴収しないで使用する場合	800				
AB 51 44 44 15	アマチュアスポーツに使用する場合		(1,000)				
		入場料を徴収して使用する場合	2,300				
	営利を目的として使用する場合						
補助競技場							
) 担似を他切したいったロナッセク	(23,000)				
	- ころのはかに使用する指令	入場料を徴収しないで使用する場合	(4,600)				
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収して使用する場合	11,100				
		/ 八物介では火火して灰川メも物口	(15,000)				

- 備考 1 金額は、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。) 当たりの額とする。
 - 2 () の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の額とする。
 - 3 準備又は撤去するために施設等を使用する場合の金額は、「アマチュアスポーツ」の「入場料を徴収 しないで使用する場合」の欄に掲げる金額とする。
 - 4 陸上競技場と補助競技場を併せて使用する場合の金額は、陸上競技場を使用する場合の額とする。

2の(3)のアの(ア)施設の表を次のように改める。

			金 額 (円)									
		分	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から				
		午後1時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで					
	入場料	アマチュアス ポーツに使用	児童生徒等	30,000	30,000	30,000	60,000	60,000	90,000			
4 / >.	を徴収する場	する場合	その他の者	39,000	39,000	39,000	78,000	78,000	117,000			
メインサッカー	合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		390,000	390,000	390,000	780,000	780,000	1,170,000			
ラグビー場	入場料	アマチュアス ポーツに使用	児童生徒等	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	30,000			
290	を徴収 しない	する場合	その他の者	14,000	14,000	14,000	28,000	28,000	42,000			
	場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		54,000	54,000	54,000	108,000	108,000	162,000			
第一グ	第一グランド			5,000	5,000		10,000					
第二グ	第二グランド			5,000	5,000		10,000					
第三グ	第三グランド			5,000	5,000		10,000					
第四グランド			5,000	5,000		10,000						
本部室			3,360	3,360	3,970	6,720	7,330	10,690				
第一会	第一会議室			5,700	5,700	6,720	11,400	12,420	18,120			
第二会議室			3,360	3,360	3,970	6,720	7,330	10,690				

- 備考 1 準備又は撤去するためにメインサッカー・ラグビー場を使用する場合の金額は、メインサッカー・ラグビー場の項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツに使用する場合」の欄に掲げる金額とする。
 - 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者
 - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
 - 3 本部室、第一会議室又は第二会議室において冷暖房を使用する場合の金額は、この表に定める金額に 1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。) 当たり100円を加算した額とする。

2の(3)のイの(ア)のa専用使用の場合の表を次のように改める。

X		分					単 位	金額(円)
	入場料を徴収する場合	I.B	-	i 生	徒	等	2 コース 2 時間につき	25,000
		光	児童				全コース 2 時間につき	125,000
		_		の他	Ø	者	2 コース 2 時間につき	44,500
., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		1	(I)				全コース 2 時間につき	222,500
メインプール	入場料を徴収しない場合		-		/+	等	2 コース 2 時間につき	2,500
		光	里	王	徒		全コース2時間につき	12,500
		7	_	他	Ø	_t_	2 コース 2 時間につき	4,500
		7	(J)			者	全コース 2 時間につき	22,500
	入場料を徴収する場合	I.B.	-	4	,_	**	4 コース 2 時間につき	50,000
		光	里	土	征	等	全コース 2 時間につき	95,000
		7	_	他	Ø	者	4 コース 2 時間につき	90,000
サププール		7	(J)				全コース 2 時間につき	170,000
9	入場料を徴収しない場合	IB	<u></u>	生	徒	等	4 コース 2 時間につき	5,000
)T	里				全コース 2 時間につき	9,500
		z	Ø	他	Ø	者	4 コース 2 時間につき	9,000
		7					全コース 2 時間につき	17,000
	入場料を徴収する場合	児	童	生	徒	等	2 時間につき	60,000
<u>歌い</u> ュ	八場合は以外の場合	そ	တ	他	の	者	2 時間につき	120,000
飛込みプール) 担似を強加したいほう	児	童	生	徒	等	2 時間につき	6,000
	入場料を徴収しない場合 その他の者				者	2 時間につき	12,000	
第一会議室						2 時間につき	2,400	
第二会議室					2 時間につき	2,400		
第三会議室						2 時間につき	2,400	

- 備考 1 準備又は撤去するためにメインプール又は飛込みプールを使用する場合の金額は、メインプールの項 又は飛込みプールの項における「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。
 - 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者
 - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
 - 3 第一会議室、第二会議室又は第三会議室において冷暖房を使用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。) 当たり100円を加算した額とする。

2の(3)のウの(ア)施設の表を次のように改める。

	X	分		単 位	金額(円)
	入場料を徴収 する場合	アマチュアスポーツに使	児童生徒等	1面1時間につき	2,400
		用する場合	その他の者	1面1時間につき	4,800
センター		アマチュアスポーツ以外に	使用する場合	1面1時間につき	48,000
コート	入場料を徴収 しない場合	アマチュアスポーツに使	児童生徒等	1面1時間につき	900
		用する場合	その他の者	1面1時間につき	1800
		アマチュアスポーツ以外に	使用する場合	1面1時間につき	7,800
		アマチュアスポーツに使	児童生徒等	1面1時間につき	1,000
	入場料を徴収 する場合	用する場合	その他の者	1面1時間につき	2,000
シェルター		アマチュアスポーツ以外に	使用する場合	1面1時間につき	20,000
コート	入場料を徴収 しない場合	アマチュアスポーツに使	児童生徒等	1面1時間につき	400
		用する場合	その他の者	1面1時間につき	800
		アマチュアスポーツ以外に	使用する場合	1面1時間につき	4,000
		アマチュアスポーツに使	児童生徒等	1面1時間につき	800
	入場料を徴収 する場合	用する場合	その他の者	1面1時間につき	1,600
屋外コート		アマチュアスポーツ以外に	使用する場合	1面1時間につき	16,000
度がコート		アマチュアスポーツに使	児童生徒等	1面1時間につき	300
	入場料を徴収 しない場合	用する場合	その他の者	1面1時間につき	600
		アマチュアスポーツ以外に	使用する場合	1面1時間につき	2,600
会議室		2 時間につき	1,000		

- 備考 1 準備又は撤去するためにセンターコート、シェルターコート又は屋外コートを使用する場合の金額は、 それぞれセンターコートの項、シェルターコートの項又は屋外コートの項における「入場料を徴収しな い場合」の「アマチュアスポーツに使用する場合」の欄に掲げる金額とする。
 - 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 小学校就学前の者
 - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
 - 3 会議室において冷暖房を使用する場合の金額は、この表に掲げる金額に1時間 (1時間に満たない時間は、1時間とする。) 当たり100円を加算した額とする。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則 (昭和39年三重県規則第15号) 第59条の規定により 公告します。

平成15年7月18日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 購入物品及び数量

三重県立美術館内情報機器・端末等一式 (搬入、設置、配線及び調整等諸経費を含みます。)

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成15年10月15日 (水) とします。

(4) 納入場所

三重県立美術館 (三重県津市大谷町11番地)

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則 (以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領 (平成10年4月1日施行) により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)から(7)に示す証明書等を平成15年7月29日 (火) 午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 競争参加資格確認申請書
- (2) 入札説明書(仕様書)に示す特質等を有することを示す機能証明書
- (3) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類
- (4) 「競争入札参加資格審査結果 (登録) 通知書 (物件の買い入れ等)」の写し
- (5) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (6) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納税額がないこと用)」(税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (7) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6 月以内に発行したもの)の写し
- 4 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局

〒514-0007 三重県津市大谷町11番地

三重県立美術館総務グループ 担当 落合

電話 059-227-2230

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成15年7月18日 (金) から同月29日 (火) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第2号) 第1条に規定する休日を除きます。)配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日 時 平成15年8月5日(火)午前11時

場 所 三重県津市桜橋3丁目446-34

三重県津地方県民局本館 6階63会議室

(4) 開札の日時及び場所

日 時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所(3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任 状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うもの とします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のNずれかに 該当する場合は、免除します。

工 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書 (仕様書) によります。

発 行津市広明町13番地三重県教育委員会

印刷有限会社第一プリント社